

～ インターフェロンフリー再治療の手順 ～

1 診断書作成医

- (1) 拠点病院に常勤する日本肝臓学会肝臓専門医（以下、「拠点病院肝臓専門医」という。）
- (2) ①拠点病院以外の日本肝臓学会肝臓専門医
②和歌山県が承認した医師（和歌山県肝炎治療特別促進事業に係る登録医）
※①②の医師の場合は、拠点病院に常勤する日本肝臓学会肝臓専門医の意見書を添付する必要があります。（以下「診断書記載医」という。）

2 診断書作成医が意見書を必要とする場合の手順

(1) 診断書作成医

拠点病院肝臓専門医に、意見書発行の手続について問い合わせをする。
※拠点病院に直接患者を紹介することも可能



(2) 拠点病院肝臓専門医

診断書作成医に対し意見書発行に必要な書類及び手順を説明する。



(3) 診断書作成医

次の書類に必要な事項を記載の上、拠点病院肝臓専門医あて送付する。
①インターフェロンフリー治療（再治療）に対する意見書（様式2号の8）
②関連文書（意見書に係る必要な検査所見等）



(4) 拠点病院肝臓専門医

再治療が適切と判断した場合、次の書類を診断書作成医あて返送する。
①インターフェロンフリー治療（再治療）に対する意見書（様式2号の8）・・・**原本**
②関連文書（意見書に係る必要な検査所見等）・・・**写し**



(5) 診断書作成医

次の書類を、患者に渡す
①インターフェロンフリー治療の交付申請に係る診断書（再治療）（様式2号の7）・・・**原本**
②インターフェロンフリー治療（再治療）に対する意見書（様式2号の8）・・・**原本**
③関連文書（意見書に係る必要な検査所見等）・・・**写し**



(6) 患者（申請者）

肝炎治療受給者証の交付申請に必要な書類のほか、次の書類を添えて保健所に申請する。
①インターフェロンフリー治療の交付申請に係る診断書（再治療）（様式2号の7）・・・**原本**
②インターフェロンフリー治療（再治療）に対する意見書（様式2号の8）・・・**原本**
③関連文書（意見書に係る必要な検査所見等）・・・**写し**

お問い合わせ先

- ・和歌山県立医科大学附属病院肝疾患相談支援センター 電話：073-441-0850
- ・国立病院機構南和歌山医療センター肝疾患相談支援センター 電話：0120-92-8160